

記者発表資料	
令和8年8月7日	
担当課 (担当)	経済・雇用戦略課 谷本・塩・田中
電 話	30-8282 (内線 7511)

鳥取市初！総務省制度「地域活性化起業人」による 都市圏企業人材の受入について

1 概 要

- ・総務省制度「地域活性化起業人」とは、都市部に所在する企業等が職員を地方自治体に一定期間派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、職員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事するものです。地方自治体が派遣期間中の職員の給与等に係る経費を負担し、国は地方自治体の負担分に対し特別交付税措置（最大3年間）します。
- ・このたび本市で初となる地域活性化起業人を、「産学官連携推進事業」及び「物産振興・観光流通一体型推進事業」の中で、8月1日（土）より1名ずつ計2名受け入れます。

事業	地域活性化起業人の業務内容	地域活性化起業人
産学官連携推進事業	デロイト トーマツ弁理士法人から法務・財務の専門知識及び異業種のネットワークを有する職員を受け入れ、鳥取市を拠点として一定期間常駐します。当該職員は国立大学法人鳥取大学が有するシーズの中で、発展性の見込めるものを抽出し、それを活用して3年後までに2社のスタートアップ事業を立ち上げることを目標に活動します。本事業を通じて、市内企業との連携や地域経済の活性化につなげることを目指します。	デロイト トーマツ 弁理士法人 むらかみ か な 弁理士 村上果菜 氏
物産振興・観光流通 一体型推進事業	株式会社農協観光より観光商品の開発に関する専門人材を受け入れ、 <u>一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会</u> に常駐します。当該職員のノウハウを活用し、体験型観光や着地型旅行商品の造成、EC（とっとり市やふるさと納税）における商品・返礼品とも連動させ、観光・一次産業・物産振興等を横断的に結びつけた地域活性化モデルの構築を目指します。	株式会社農協観光 こしばとしお 営業課長 小芝俊生 氏

2 地域活性化起業人の着任式

2名の地域活性化起業人が8月から市内で業務を開始するにあたり、下記の日程で着任式を執り行います。

日 時：令和8年8月12日（水）13：30～14：00

場 所：鳥取市役所本庁舎（鳥取市幸町71番地）3階 秘書課第一応接室

出席者：地域活性化起業人 村上氏、小芝氏

国立大学法人鳥取大学 理事・副学長 景山誠二 氏

株式会社農協観光 常務取締役 香川晋二 氏

一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会 会長 西垣豪 氏

鳥取市 深澤市長、松本副市長、谷口経済観光部長